

○職業訓練指導員試験について

公告

職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。)第 30 条第 1 項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 24 日

奈良県知事 山 下 真

1 試験を実施する職種

全職種(職業能力開発促進法施行規則(昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「省令」という。)別表第 11 に掲げる職種)

2 試験の科目

実技試験及び学科試験(法第 30 条第 5 項の規定により、実技試験及び学科試験の全部を免除)

3 受験資格

法第 30 条第 5 項の規定により、実技試験及び学科試験の全部を免除することができる者。ただし、法第 28 条第 5 項第 2 号又は第 3 号に該当する者は、試験を受けることができない。

4 実施期日

令和 7 年 7 月 25 日(金)から令和 8 年 3 月 31 日(火)の間の随時(奈良県の休日を定める条例(平成元年 3 月 31 日奈良県条例第 32 号。以下「条例」という。)第 1 条第 1 項に定める県の休日を除く。)

5 実施場所

奈良県産業部人材・雇用政策課(申請書類の提出先)

6 受験申請の手続

(1) 申請書類

イ 受験申請書(全科目免除者用)

ロ 省令第 46 条の表の上欄に該当する者(実技試験及び学科試験の全部を免除することができる者に限る。)であることを証する書類

ハ 写真(申請前 6 か月以内に撮影した上半身・正面脱帽の縦 4 cm、横 3 cmの大きさで、裏面に氏名を記載したもの)

ニ 返信用定形封筒 1 枚(本人あての送り先住所氏名を明記したもの)。110 円切手(結果通知書送付用)を同封すること(ただし、郵便料金が改正された場合は定形郵便物 25g 以内が送付できる改正後の額の切手)

(2) 申請書類の提出先

奈良県産業部人材・雇用政策課

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

(3) 申請書類の提出期間

令和 7 年 7 月 25 日(金)から令和 8 年 3 月 31 日(火)の間の随時(条例第 1 条第 1 項に定める県の休日を除く。)

(4) 受験手数料

無し

7 合格発表

申請者への通知をもって合格発表に代える。

8 その他

受験申請書の用紙は、奈良県産業部人材・雇用政策課で交付します。

なお、申請書の用紙の郵送を希望するときは、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、110 円切手を貼付けたもの)を同封してください。(ただし、郵便料金が改正された場合は定形郵便物 25g 以内が送付できる改正後の額の切手)

9 問い合わせ先

奈良県産業部人材・雇用政策課人材育成係(電話 0742-27-8834)